

平成29年度 全社協補償制度改定のお知らせ

(株) 福祉保険サービス
損害保険ジャパン日本興亜(株)

1. ボランティア保険関係

ボランティア活動保険

●保険金額および保険料ともに改定します。（＊部分を改定します）

ボランティア活動保険は、傷害事故の多発による保険金のお支払い増加が数年来続いたことにより損害率が悪化いたしましたので、止むを得ず保険料改定（引き上げ）をさせていただきます。社協をはじめご利用の皆さまには、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

【改定点】

- ① Aプラン・Bプランの基本タイプ・天災タイプともに保険料を改定します。
- ② Aプランの死亡保険金および後遺障害保険金（限度額）を改定します。

ご加入プラン			平成28年度		平成29年度	
			A プラン	B プラン	A プラン	B プラン
保険金額	死亡保険金		1,200万円	1,800万円	1,320万円 *	1,800万円
	後遺障害保険金		1,200万円	1,800万円	1,320万円 *	1,800万円
			(限度額)	(限度額)	(限度額)	(限度額)
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	6,500円	10,000円
	手術 保険金	入院手術 外来手術	65,000円	100,000円	65,000円	100,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	4,000円	6,000円
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円	5億円	5億円	5億円
保険料	基本タイプ		300円	450円	350円 *	510円 *
	天災タイプ		430円	650円	500円 *	710円 *

ボランティア行事用保険

(1) 日帰り行事用に名簿の備付が不要の「Cプラン」を新設します。

- ① 社協以外が主催されるサロン行事、居場所づくり等々の不特定多数の方が参加する日帰り行事を補償します。名簿の備付が不要なので、事前に参加者を特定する必要がありません。
- ② 対象は「A1区分」で且つ、建物内(施設内)で開催する行事、又は屋外の場合は開催場所の境界(公園・グラウンド等)が明確に区分できる会場で開催する行事です。例えば、ハイキング・自然観察・河原遊び等は、ご加入できません。
- ③ 名簿不要のため、補償は行事参加中のみで、往復途上の補償はありません。
- ④ 最低加入人数(20名)の要件はありません。20名未満でも最低保険料をお支払いいただくことで、ご契約いただけます。

(2) Aプランの最低加入人数(20名)の加入要件を廃止します。

最低加入人数(20名)の要件を廃止しますので、20名未満でも最低保険料をお支払いいただくことで、ご契約いただけます。

(3) Bプラン(宿泊を伴う行事)の改定はありません。

【AプランおよびCプランの比較表】

主な項目	Aプラン（一部改定）	Cプラン（新設）
加入対象行事	日帰り行事(A1～A3の区分あり)	日帰りの「A1行事」のみ対象
保険料	1日1人 A1:28円、A2:126円、A3:248円	1日1人 28円 (AプランA1行事に同じ)
名簿の備付	必須	不要
往復途上の補償	あり	なし
最低加入人数(20名)	なし（最低加入人数の要件を廃止）	なし
最低保険料	各区分とも20名分	560円(20名分)

福祉サービス総合補償

- 改定はありません。

送迎サービス補償

- 改定はありません。

2. 社協の保険関係

社協の保険

(1)プラン1ー③「役員賠償補償」の補償内容および保険料を改定します。

- ①社会福祉法改正に合わせ法人に対する損害賠償補償を新設し、「法人賠償」および「第三者賠償」の補償となります。
- ②法人内の調査費用に関わる補償を新設します。
- ③事業収入区分を変更し、保険料を改定(引き下げ)します。
- ④法人賠償補償の新設に伴い、役員個人の保険料負担分が新たに発生します。

(注)法人賠償補償は、法人から役員に対する損害賠償を補償するものであり、当該補償分の保険料を法人が負担すべきではないとの国税当局の指導に基づくものです。

なお、役員個人の保険料負担に関わる税務取扱方法等の詳細については、別途お知らせいたします。

保険金額(1事故・期間中)		事業収入区分別保険料					
		3億円以下	10億円以下	30億円以下	50億円以下	100億円以下	200億円以下
5,000万円	保険料	52,000円	56,000円	60,000円	66,000円	80,000円	95,000円
	(内、個人負担分)	5,000円	6,000円	6,000円	7,000円	8,000円	10,000円
1億円	保険料	73,000円	76,000円	84,000円	92,000円	111,000円	131,000円
	(内、個人負担分)	8,000円	8,000円	9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
3億円	保険料	105,000円	111,000円	121,000円	133,000円	161,000円	190,000円
	(内、個人負担分)	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	17,000円	20,000円

(注)個人負担分の保険料は内訳保険料です。

(2)福祉施設の「医療事故補償」および「看護師賠償補償」を「しせつの損害補償」でお引き受けします。

(注)「しせつの損害補償」による別途お引き受けとなりますので、福祉保険サービスまで個別にお問い合わせ下さい。

①「施設の医療事故補償」

- ①医務室(診療所)を有する特別養護老人ホーム等において、医師・看護師等が行う医療行為に起因する法律上の損害賠償責任を補償するプランです。
- ②お支払いする保険金は、損害賠償金および、訴訟費用・弁護士費用・和解に要した費用等です。
- ③「しせつの損害補償」による別途お引き受けとなります。

補償金額		保険料(年間)	
医療行為に起因する対人賠償額	1事故 1億円(年間3億円)	1施設(医務室)あたり	41,540円

※医務室内での施設の欠陥や管理の不備に起因する賠償額

対人賠償1名1事故1億円、対物賠償1事故1,000万円(対人・対物賠償ともに自己負担額 1事故1,000円)

②「看護師賠償補償」

- ①医務室を有していないが、看護師が勤務している施設を対象として、看護師が行う業務に起因する事故により看護師個人が負担する法律上の賠償責任を補償するプランです。
- ②お支払いする保険金は、損害賠償金および、訴訟費用・弁護士費用・和解に要した費用、初期対応費用、被害者見舞費用です。
- ③「しせつの損害補償」による別途お引き受けとなります。

補償金額		保険料(年間)	
対人賠償	1事故 1億円 保険期間中 3億円	看護師 1名あたり	5,760円
初期対応費用	1事故 250万円		
被害者見舞費用	1事故 5万円		

ふれあいサロン・社協行事傷害補償

- 改定はありません。

3. しせつの損害補償関係

しせつの損害補償

保育所の損害補償

(1)「しせつの損害補償」および「保育所の損害補償」とともに、プラン4「役員賠償補償」の補償内容、および保険料を改定します。

- ①社会福祉法改正に合わせ法人に対する損害賠償補償を新設し、「第三者賠償」および「法人賠償」の補償となります。
 - ②法人内の調査費用に関わる補償を新設します。
 - ③事業収入区分を変更し、保険料を改定(引き下げ)します。
 - ④法人賠償補償の新設に伴い、役員個人の保険料負担分が新たに発生します。
- (注) 法人賠償補償は、法人から役員に対する損害賠償を補償するものであり、当該補償分の保険料を法人が負担すべきではないとの国税当局の指導に基づくものです。
なお、役員個人の保険料負担に関わる税務取扱方法等の詳細については、別途お知らせいたします。

保険金額(1事故・期間中)		事業収入区分別保険料					
		3億円以下	10億円以下	30億円以下	50億円以下	100億円以下	200億円以下
5,000万円	保険料	52,000円	56,000円	60,000円	66,000円	80,000円	95,000円
	(内、個人負担分)	5,000円	6,000円	6,000円	7,000円	8,000円	10,000円
1億円	保険料	73,000円	76,000円	84,000円	92,000円	111,000円	131,000円
	(内、個人負担分)	8,000円	8,000円	9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
3億円	保険料	105,000円	111,000円	121,000円	133,000円	161,000円	190,000円
	(内、個人負担分)	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	17,000円	20,000円

(注) 個人負担分の保険料は内訳保険料です。

(2)「しせつの損害補償」および「保育所の損害補償」とともに、「看護師賠償補償」を新設します。

- ①医務室を有していないが、看護師が勤務している施設を対象として、看護師が行う業務に起因する事故により看護師個人が負担する法律上の賠償責任を補償するプランです。
- ②お支払いする保険金は、損害賠償金および、訴訟費用・弁護士費用・和解に要した費用、初期対応費用、被害者見舞費用です。
- ③対象とする看護師の名簿(氏名、性別、生年月日)をご申告いただきます。

補償金額		保険料 (年間)	
対人賠償	1事故 1億円 保険期間中 3億円	看護師1名あたり	5,760円
初期対応費用	1事故 250万円		
被害者見舞費用	1事故 5万円		

(3)その他項目の改定はありません。

以上